



## I 全日制高校について

		A.外国人生徒	B.中国・サハリン帰国生徒	C.海外帰国生徒
1.2023年度中について、当該項目の生徒の在籍の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択		有	把握せず	有
2-1.2024年度の一般入試において、当該項目の生徒の受けられる入試特別措置の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質受けられる、等)の場合は「2-1の備考」に明記		○	○	○
2-1の名称		名称なし	名称なし	名称なし
2-1の備考 2-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記				
2-2.滞日年数制限		外国籍を有する者で、海外に継続して在在し、原則として令和3年4月1日以降に入学した者	・昭和20年9月2日以前から引き続き中国に在在し、その後、永住を目的に帰国した者が保護者である者 ・外国籍を有する者で、海外に継続して在在し、原則として令和3年4月1日以降に入学した者	海外に継続して1年以上在在し、令和3年4月1日以降に帰国した生徒
2-3.措置の内容		入学者選抜実施細目において「帰国生徒等の選抜にあたっては、海外経験を十分考慮するとともに、その事情により一定の配慮をすることができるものとする」と定めており、日本語能力に配慮して面接を行っている。また、学力検査等における特別措置については、高等学校長が、県教育委員会との協議のうえ、中学校等での定期考査や授業等における配慮事項をふまえて決定する(問題文の漢字へのルビ振り等)。	入学者選抜実施細目において「帰国生徒等の選抜にあたっては、海外経験を十分考慮するとともに、その事情により一定の配慮をすることができるものとする」と定めており、日本語能力に配慮して面接を行っている。また、学力検査等における特別措置については、高等学校長が、県教育委員会との協議のうえ、中学校等での定期考査や授業等における配慮事項をふまえて決定する(問題文の漢字へのルビ振り等)。	入学者選抜実施細目において「帰国生徒等の選抜にあたっては、海外経験を十分考慮するとともに、その事情により一定の配慮をすることができるものとする」と定めており、日本語能力に配慮して面接を行っている。また、学力検査等における特別措置については、高等学校長が、県教育委員会との協議のうえ、中学校等での定期考査や授業等における配慮事項をふまえて決定する(問題文の漢字へのルビ振り等)。
2-4.2023年度の入試において、当該の措置で、日本語指導が必要な生徒が受験(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択		無	無	無
3-1.2024年度の入試において、当該項目の生徒を対象とした特別入学枠の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質対象となる、等)の場合は「3-1の備考」に明記		×	×	×
3-1の名称				
3-1の備考 3-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記				
3-2.滞日年数制限				
3-3.入学枠のある学校数/全学校数				
3-4.学校名				
3-5.定員 ※該当する方のみ記入	①定員内(枠内)			
	②定員外(枠外)			
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか(定員数内で不合格を出さない内規等があるか) ※○×から1つ選択				
3-7.試験内容				
3-8.2023年度の入試において、当該の枠で、日本語指導が必要な生徒が受験(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択				
その他補足事項 ※措置や枠がある地域については、2023年度の入試別の受験者数・合格者数、その他事項などを記入		公表していない	公表していない	公表していない

## II 定時制高校について

		D.外国人生徒	E.中国・サハラ以南帰国生徒	F.海外帰国生徒
1.2023年度中について、当該項目の生徒の在籍の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択		有	把握せず	把握せず
2-1.2024年度の一般入試において、当該項目の生徒の受けられる入試特別措置の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質受けられる、等)の場合は「2-1の備考」に明記		○	○	○
2-1の名称		名称なし	名称なし	名称なし
2-1の備考 2-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記				
2-2.滞日年数制限		外国籍を有する者で、海外に継続して在住し、原則として令和3年4月1日以降に入学した者	・昭和20年9月2日以前から引き続き中国に在住し、その後、永住を目的に帰国した者が保護者である者 ・外国籍を有する者で、海外に継続して在住し、原則として令和3年4月1日以降に入学した者	海外に継続して1年以上在住し、令和3年4月1日以降に帰国した生徒
2-3.措置の内容		入学者選抜実施細目において「帰国生徒等の選抜にあたっては、海外経験を十分考慮するとともに、その事情により一定の配慮をすることができるものとする」と定めており、日本語能力に配慮して面接を行っている。また、学力検査等における特別措置については、高等学校長が、県教育委員会との協議のうえ、中学校等での定期考査や授業等における配慮事項をふまえて決定する(問題文の漢字へのルビ振り等)。	入学者選抜実施細目において「帰国生徒等の選抜にあたっては、海外経験を十分考慮するとともに、その事情により一定の配慮をすることができるものとする」と定めており、日本語能力に配慮して面接を行っている。また、学力検査等における特別措置については、高等学校長が、県教育委員会との協議のうえ、中学校等での定期考査や授業等における配慮事項をふまえて決定する(問題文の漢字へのルビ振り等)。	入学者選抜実施細目において「帰国生徒等の選抜にあたっては、海外経験を十分考慮するとともに、その事情により一定の配慮をすることができるものとする」と定めており、日本語能力に配慮して面接を行っている。また、学力検査等における特別措置については、高等学校長が、県教育委員会との協議のうえ、中学校等での定期考査や授業等における配慮事項をふまえて決定する(問題文の漢字へのルビ振り等)。
2-4.2023年度の入試において、当該の措置で、日本語指導が必要な生徒が受験(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択		無	無	無
3-1.2024年度の入試において、当該項目の生徒を対象とした特別入学枠の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質対象となる、等)の場合は「3-1の備考」に明記				
3-1の名称				
3-1の備考 3-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記				
3-2.滞日年数制限				
3-3.入学枠のある学校数/全学校数				
3-4.学校名				
3-5.定員 ※該当する方のみ記入	①定員内(枠内)			
	②定員外(枠外)			
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか) ※○×から1つ選択				
3-7.試験内容				
3-8.2023年度の入試において、当該の枠で、日本語指導が必要な生徒が受験(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択				
その他補足事項 ※措置や枠がある地域については、2023年度の入試別受験者数・合格者数、その他事項などを記入		公表していない	公表していない	公表していない

## Ⅲ 高校入学後の状況

1-1.日本語指導が必要な生徒に対して、入学後の日本語や教科の支援(補習等)にかかわる当該自治体の施策の有無 ※有・無から1つ選択	有	
1-2.有の場合、その施策の具体的な内容 ※該当する項目にチェック	<input type="checkbox"/>	A.教育課程に位置づけられた日本語授業(特別の教育課程、学校設定科目、個別対応授業など単位として認定されるもの)の実施
	<input checked="" type="checkbox"/>	B.教科学習において個別対応や習熟度別の授業を実施
	<input type="checkbox"/>	C.母語(継承語)保持のための授業の実施
	<input type="checkbox"/>	D.担当教員の加配
	<input type="checkbox"/>	E.日本語の授業などの講師や支援者の雇用
	<input type="checkbox"/>	F.母語(継承語)の支援のための講師や支援者の雇用
	<input type="checkbox"/>	G.その他外部支援者(コーディネーターなど)の雇用
	<input type="checkbox"/>	H.日本語指導が必要な生徒を対象としたキャリア教育(出口支援)
	その他の施策	
上記に該当する実施校の校数等	全ての県立高校(29校)で実施	
補足事項		
2-1.「1-2のA」において特別の教育課程での日本語授業を行っている?	いない	
2-2.行っている場合、実施校数、実施高校名		
2-3.行っていない場合、今後、教育委員会として実施計画はあるか? ある場合は、その実施予定年度、予定高校数など	無	
3.自治体の施策ではないが、各学校で個別に実施していることがあれば記入		
4.2023年度の入試において、海外で中学相当(学校教育における9年の課程)を修了し、来日後直接高校受検(受験)した者の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択、有りの場合はその人数も記入	有	
5.2022年度中に、直接来日後による編入学者の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択、有りの場合は、その人数も記入	無	

IV日本国内にある外国学校からの入学について		
	↓記入欄	備考
1-1.各種学校の認可を得た外国学校の中等部の卒業生について、高校受験(受験)者資格を認めているか否か ただし、中卒認定試験の合格を以て認めている場合は除く。 ※認めているは○印、認めていないは×印のいずれかで記入し、認めていない場合はその理由を備考に記入。検討中あるいは未決定の場合は△を記入し、備考に明記	×	学校教育法施行規則第95条のいずれかに該当する者については受験を認めている。
1-2. 1-1で認めている場合 ※①～④からいずれかを選択 ①外国学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学選抜の受験(受験)を認めている(外国学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
2-1.各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国学校の中等部の卒業生について、高校受験(受験)者資格を認めているか否か ただし、中卒認定試験の合格を以て認めている場合は除く。 ※認めているは○印、認めていないは×印のいずれかで記入し、認めていない場合はその理由を備考に記入。検討中あるいは未決定の場合は△を記入し、備考に明記	×	学校教育法施行規則第95条のいずれかに該当する者については受験を認めている。
2-2. 2-1で認めている場合 ※①～④からいずれかを選択 ①外国学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学選抜の受験(受験)を認めている(外国学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
3.上記のI II特別措置と入学枠での滞日年数制限について、日本国内にある外国学校の在籍期間は、日本での在在期間に含むか否か ※日本での滞在期間に含むは「含む」、滞在期間に含めないは「含めない」のいずれかで記入	含めない	
4.外国学校の中等部の卒業生について、2023年度入試において受験(受験)希望があったか ※あった場合「有」を記入、備考にその人数を記入。なかった場合は「無」を記入。把握していない場合は「把握せず」	無	

## V 調査した人からのコメントや関係者の皆さんへお知らせ

※各地域を担当されている皆さんだから知っている地域情報を、皆さんの視点からご記入いただきたいです。

「他地域から皆さんが担当する地域に引越し予定をしている中2の外国人生徒とその保護者に伝えたい情報」という想定で、いずれも公開されている情報について、ご無理のない範囲で、ご記入ください。

<p>1.日本語指導が必要な生徒の状況について、支援者の立場から、高校受験(受験)や高校進学に困難なケースや高校入試及び入学後の支援に関して課題と感じていること 高校入試や高校入学後の支援に関して、教育委員会や高校に期待すること</p>	<p>協会として課題と感じていること: ・当協会は小・中学校への日本語指導者の派遣などの支援を行っているが、高校進学が困難な生徒がどこにどれだけの情報かという情報を全て把握するのは難しく、そういった支援が必要な人に行き届いていない可能性がある。</p> <p>教委や高校に期待すること: ・保護者への高校入試に関する情報等の説明の際、当協会の通訳ボランティアを活用してほしい ・日本の教育に関する制度が十分に理解できていない場合、説明会を開催してほしい ・高校(公立だけでなく私立・通信も)の概要、受験方法などをまとめた資料の作成や受験説明会の開催をお願いしたい ・生徒の理解できる言語ができ、かつ学年相当の教科指導補助ができる支援員を中学校に加配してほしい ・高校に日本語支援員を加配してほしい ・外国にルーツをもつ生徒が高校入学した後の状況を知りたい (どのくらいドロップアウトするか、テスト時の特別措置(ルビふりなど)はとられているか、日本語指導や教科指導のサポートはあるか、個人でどのように学習に取り組んでいるか等)</p>
<p>2.日本語指導が必要な生徒を受け入れている私立高校の情報や課題など</p>	<p>外国にルーツをもつ生徒が在籍する私立高校はあるが、本人が卒業までその高校にいられるかどうかは、本人の日本語力、適応力、性格、学校(担任)の支援の有無、学校以外でサポートが得られる人や場所があるかどうか等によると考える。</p>
<p>3.外国人生徒の高校入試などについて、近くで相談できるところ ※担当地域内の団体名やURLなどを記入ください</p>	<p>かがわ外国人相談支援センター ※外国人住民の生活全般に関する相談窓口として、関係機関との連携のもと、多言語で相談対応や情報提供などを行っている。 <a href="http://www.i-pal.or.jp/soudan/">http://www.i-pal.or.jp/soudan/</a></p>
<p>4.多言語による関連情報 ※担当地域の自治体やNPOなどで公開されているものがあれば、URLなどを記入ください。</p>	
<p>5.公立高校入試の特別措置や特別入学枠の設置のこれまでの経緯 ※〇〇年に特別措置が導入された(その内容)、〇〇年に特別措置が改善された(内容)、〇〇年に特別入試枠が導入された(内容)、〇〇年に特別入学枠の校数が〇校になった。…などのこれまでの経過について、わかる範囲で簡潔にご記入ください。詳しい内容が掲載されているホームページがあれば、記載してください。</p>	<p>香川県公立高等学校の入学選抜においては、 ・平成7年度から 帰国子女の選抜に当たっては、一定の配慮ができることになった。 ・平成15年度から 帰国生徒等(帰国生徒、中国帰国生徒、外国籍生徒)を一定の配慮ができる対象とし、次の①、②、③のいずれかに該当する者とした。 ①帰国生徒 海外に継続して1年以上在住し、当該選抜年度の3年前の4月1日以降に帰国した者(日本での中学校生活が3年間に満たない者) ②甲国帰国生徒 昭和20年9月2日以前から引き続き中国に在住し、その後、永住を目的に帰国した者が保護者である者 ③丙国籍生徒 外国籍を有する者で、海外に継続して在住し、原則として当該選抜年度の3年前の4月1日以降に入国した者</p>
<p>6.その他 ※「こんな情報もあるよ!」ということ、メッセージや助言などがあれば、調査した人からの目線でぜひご記入ください。なお、そのままホームページには掲載致しません。</p>	